

北海道総合教育大綱（素案）に対する道民意見を募集します

北海道総合教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本道の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を定めるものです。

この大綱の素案について、広く道民の皆さまのご意見を募集します。

【意見募集の概要】

1 計画等の案の名称

北海道総合教育大綱（素案）

2 意見募集要領 ※必ずお読みください

道民意見提出手続きの意見募集要領 < PDF : 101KB >

3 参考資料の名称

(1) 北海道総合教育大綱（素案）（概要） < PDF : 117KB >

(2) 北海道総合教育大綱（素案） < PDF : 261KB >

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係部分抜粋） < PDF : 114KB >

(4) 意見提出用紙

PDF 形式 < 65KB > Word 形式 < 13KB >

※ 以下の場所での閲覧及び入手可能です

ア 北海道総合政策部政策局（総合教育班）（道庁本館3F）

イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター（道庁別館3F）

ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー

4 意見等の募集期間

平成27年8月27日（木）～平成27年9月24日（木）

5 意見等の提出方法及び提出先

(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部政策局（総合教育班）

(2) FAX 番号 011-232-6313

(3) 電子メール seisaku.shingi1 あ pref.hokkaido.lg.jp

※送信の際には、「あ」を「@」にしてください。

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に平成27年9月下旬を目処に「道民意見提出手続きの意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は、「道民意見提出手続きの意見募集要領」の「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

(1) 意見の提出に当たっては、日本語をお願いします。

(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。

なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。

(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。

(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。

(5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・FAX・郵便等でお問い合わせ願います。

なお、連絡は、電子メールの送信・電話・FAX・郵送等により行います。